

つながる通信 VOL. 11



みなさま、こんにちは。今年の冬は、全国的には、例年にない大雪が続きました。ニュースでも大雪の影響を受けた地域の状況が報道され、その大変さを知るたびに胸が痛みました。これから気温の変化が大きいつもりです。継続して体調の変化にご注意いただければと思います。

今年度は、障害や児童分野の事業所訪問を開始しました。ご協力いただいた事業所のみなさま、ありがとうございました。支援者の方々から、活動の中での様々な工夫や知恵をお聞きしました。みなさまの実践を、分野を超えて様々な方に共有して頂けると、難しい事例のヒントにもなりますし、支援の充実につながると思いました。今後も、みなさまの貴重なご意見を当センターにお知らせ頂けると嬉しいです。私たちも、みなさまとともに頑張っていきますので、引き続きご支援をよろしくお願いします。

千葉県歯科衛生士会から

一般社団法人千葉県歯科衛生士会
会長 高澤みどり氏より

千葉県歯科衛生士会(1963年設立)は、歯や口の健康を通して、県民の健康を支援する活動を行っています。1980年に社団法人となり、2012年に一般社団法人に移行しました。7年度は、法人設立45周年を迎えます。会員は約500人です。

歯科衛生士は、歯科衛生士法に基づき、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科予防処置、歯科診療の補助、歯科保健指導を行う専門職です。

本会では、2007年に介護予防事業の一環として、健口体操「スマイルアップ!ちば体操」を作成しました。千葉県歯科医師会のオリジナルソング「GO!GO!8020」の軽快なリズムに合わせて、顔の体操、舌の体操、肩や首の体操、唾液腺マッサージができる、とても楽しい体操です。DVDもありますので、興味のある方はお問合せください。

また、この体操は、年齢を問わず、誰でもやってみたくなるような健口体操となっています。是非、いろいろな場面でご活用ください。

口の役割は、「食べる」「会話をする」「笑う」「呼吸をする」「コミュニケーションを取る」など、人が最低限生きていくうえで必要な役割の他、人生を豊かにする役割にも大きく貢献しています。本会では、住み慣れた地域で、その人らしく、いつまでもおいしく食べて、「笑う」人生に寄与したいと考えます。

今後もみなさまのご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。



研修「旧優生保護法・らい予防法問題から考える人権擁護」を開催しました

3月26日、前田・鶴之沢法律事務所の前田哲兵弁護士(優生保護法被害弁護団)をお招きし、ご講演いただきました。講演では、本来障害者を支援すべき立場の人々が、差別的な施策の“道具”として国に利用されてしまったという問題が指摘されました。

また、専門職の方々に向けて、「私たちこそが権利の擁護者であるという旗を、どうか下ろさないでください」という力強いメッセージをいただきました。

旧優生保護法・らい予防法問題から考える人権擁護

- 開催日 令和7年3月26日(水)午前10時から11時30分
- 対象者 医療・介護・福祉・行政関係者
- 開催方法 オンライン開催(ZOOM)
- 講師 前田・鶴之沢法律事務所(優生保護法被害弁護団) 弁護士 前田 哲兵 先生
- 内容(講演・質疑応答) 旧優生保護法、らい予防法の問題点及び反省点について知り、患者・利用者の権利擁護の在り方について考える
- お申し込み 2次バーコードからお申し込みください。お申し込みは先着順です。
- 問い合わせ先 千葉県在宅医療・介護連携支援センター 電話:043-395-5211 メール:renkacenter-hwh@city.chiba.lg.jp



主催:千葉県在宅医療・介護連携支援センター
協力:千葉県障害者権利擁護センターネットワーク

在宅医療・介護連携支援センターから

相談1 あんしんケアセンターからの相談

Q. 今年3月から急性期で医療の通所リハビリを受けていた方。以前、住宅改修で介護認定を受けていたが、他のサービスを利用していなかった。4月に更新の為、病院に介護認定の意見書を依頼したことで、病院から「介護保険の認定があると医療保険でのリハビリはできない」と言われた。患者は今まで通り、医療のリハビリを希望しているが、介護保険の通所リハビリになってしまうのか。

A. 介護保険が適用になった理由としては、急性期に該当しない状態であったと考えられます。その場合は介護保険が優先されます。

医療保険と介護保険のリハビリに関しては、他にもご相談がありました。知識の整理が必要だと感じましたので、リハビリテーションの段階、医療保険の適用ルール、介護保険の各サービスにおけるリハビリと機能訓練等の内容で、研修会を開催しました。アーカイブ動画もご覧いただけます。

相談2 薬局の薬剤師からの相談

Q. 40代男性で精神疾患がある方。薬局に来店し「薬の内服の件で、母親とトラブルになり暴力を振るってしまう」と相談を受けたのですが、どこに相談したらよいでしょうか。

A. 高齢障害支援課、あんしんケアセンター、基幹相談支援センターでご相談できます。

虐待の可能性が否定できたら、家族である男性へのサポートも考えていく必要があります。介護の方法が分からない、誰かと話したい、見通しが持てず怖い…。自分の気持ちを口にすることができる人も、できない人もいます。身近な人に、気づいてもらったり、相談することは多いと思います。この方のように、困りごとが複数あったり、丁寧にやりとりが必要な時に、総合相談をご紹介します。対応が難しい時、なにか迷われた時は、ぜひ当センターにご連絡いただければと思います。

お知らせ①

【こころづもり】リーフレット完成しました！



今年1月、市民公開講座「今から備える あなたと家族のこれからの話～人生会議を考える～」を開催しました。参加者からは“人生会議について考えるきっかけとなった”など、たくさんの感想をいただきました。

来年度は市民向けの【こころづもり】リーフレットを利用して、ACP(人生会議)の普及啓発を進めていきます。リーフレットは、あんしんケアセンターや市内医療機関等に配布しましたので、ぜひご活用ください。ご本人とご家族、特に子ども世代の方に、大切な家族について考えていただく機会になると嬉しいです。

お知らせ②

ホームページが新しくなりました！

当センターでは、介護保険関連、障害福祉等、様々な分野の研修を企画してまいります。ホームページには、今後開催される研修情報だけでなく、過去の研修のアーカイブ動画もアップしていますので、ぜひご活用ください。また、リーフレット【こころづもり】もホームページでご覧いただけます。ぜひ感想をお聞かせください。

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

千葉市中央区問屋町1-35

千葉ポートサイドタワー11階

TEL: 043-305-5026

FAX: 043-305-5079

Email: renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp



令和7年3月発行

